

もし災

もし災害が起こった時のために
知っておくべき**3つ**のこと



簡易版
“BCP”
もつくれる





災害に対する

“不安” 解消しませんか？

✓ まずは現在の状況をチェック!

- 災害ごとの命を守る行動がイメージできる
- 「安全配慮義務」とは何かがわかる
- 従業員と安否確認の方法を定めている

不安なときは、「こちら」を確認

- 災害発生後の支援の流れがイメージできる
- 金融機関などの支援策がイメージできる
- 災害時に申請できる補助金などを知っている

不安なときは、「こちら」を確認

- 事業所が被るかもしれない災害を知っている
- 備蓄品をしっかりと準備している
- BCPの概要や必要性を理解している

不安なときは、「こちら」を確認



もし災害が起こった時のために
災害時の「行動」「支援策」「備え」を知り、
災害に対する不安を解消しましょう!

🔍 もくじ



災害が起きた時にとるべき行動

- P1 - P4 発災直後の行動
- P5 - P6 事業再開に向けて



災害から立ち上がるための支援策

- P7 - P8 行政の支援の流れや金融機関の主な支援
- P9 - P10 日本公庫の支援例
- P11 - P12 災害時に活用できるそのほかの支援



災害への備え

- P13 - P14 従業員の命と自社の資産を守るためにすべき備え
- P15 - P20 BCP(事業継続計画)
- P21 - P22 相談できる支援機関、「事業継続力強化計画」

P23 “これだけはやっておきたい事前対策”チェックリスト



巻末付録「災害時に役立つ携行カード」

切り離して使える携行カードが巻末付録になっています。
事業所ごとに避難場所などを記載し持ち歩くと災害時に活用できます。



災害が起きた時にとるべき行動

1 最優先は命！人命第一の行動をとりましょう！

災害の種類や災害発生時刻、災害発生時にいる場所によってとるべき行動が異なります。状況を的確に判断し、命を守る行動をとりましょう。

災害別 命を守る行動の例 ※災害が起こる前にとるべき行動は「◆」としています。

地震・津波

- 屋内にいる場合は、頭を保護しながら大きな什器や設備、製品、原材料等から離れ、丈夫な机の下などに隠れる
- 屋外にいる場合は、ブロック塀の倒壊や窓ガラスの落下などに注意して、建物から離れる
- 海の近くで強い揺れや長い揺れを感じた場合は、いち早く海岸から離れ、可能な限り高い場所（高台や津波避難タワー等）へ移動する

風水害・土砂災害

- ◆ 防災気象情報や避難情報等を収集する
- ◆ 現在地が「土砂災害警戒区域」等かどうかを確認する
- ◆ 雨戸やシャッターを閉め、土のう等を準備する
- 危険な場所には近づかない
- 自治体からの警戒情報等に応じて、安全な場所に避難する
- 「がけや斜面のひび割れ、水漏れ」「地鳴り」などに気づいたら土砂災害の前兆のため、即座にその場から移動する
- 洪水が迫り、避難が難しい場合は上の階に移動する



火山の噴火

- 噴火速報を確認し、危険箇所から離れる
- 火山灰の影響から身を守るため、防塵マスクを着用し、視界が悪くなる可能性があるため運転には細心の注意を払う

Q 自分の今いる場所が安全かどうか確認するためには？

国土交通省の「川の防災情報」「重ねるハザードマップ」や気象庁の「防災情報」「キキクル」などを確認しましょう。
※「災害時に役立つ情報」のリンク集は裏表紙と付録に掲載しています。



PLUS ONE

災害時の情報収集や緊急時の備えとして、以下の物品等を携帯することも有効です。

- スマートフォンやモバイルバッテリー
- 非常食や飲料水（お気に入りのお菓子など）
- 衛生用品（マスク、コンタクトレンズなど）
- 現金、身分証明書のコピー、めがね
- ホイッスル、携帯ラジオ、小型LEDライト など



2 命を守る行動のあとは「安全確認と救助・救命」

安全に避難するために、周囲の安全確認を行いましょう。

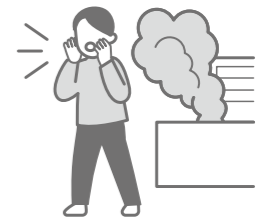
✓ 周囲の安全確認で注意すべきポイント

- 余震での倒壊、津波、火災など、二次災害の発生を想定する
- 倒れた什器やガラスの破片など、冷静に身のまわりの危険をチェックする
- 負傷者や事業所内に取り残された人の有無、設備などの被害状況について確認する
- あわせて、「ガスの元栓を閉める」「電気のブレーカーを落とす」等の二次災害を防ぐ取組みも行う

Q 火災が発生していたらどうする？

火災発生時に注意すべきポイント

- 火災が発生したことを周囲に大声で知らせたうえで初期消火を検討
- 危険を感じた場合など、初期消火が難しければ迷わず避難する
- 避難の際は、慌てず、姿勢を低くして安全な場所まで移動する



Q お客さまや従業員がケガをしていたらどうする？

周囲の安全を確保したうえで、救助・救命活動を検討しましょう。

< 救助・救命活動の例 >

がれきからの救出

- 消防や救急に救助を要請
- 建設機械等を持つ業者に協力を依頼する
- 家具の倒壊など自力で救助可能な場合は、二次災害に注意し、複数人で救助活動を行う
- その際、クラッシュ症候群※に注意する

※救出で急に血流が回ることによって起こる症状



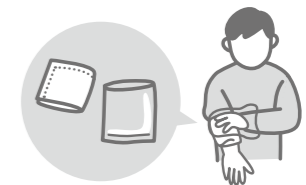
倒れている人の救命

- 呼びかけへの反応の有無を確認
- 大声で助けを求め、消防への通報とAED確保を依頼
- 胸と腹部を見て呼吸を確認
- 通常の呼吸がない場合は5cm沈む強さで胸骨圧迫を開始し、継続して行う
- AEDが来たら活用し、AEDの自動音声に従う



出血の応急手当

- 直接圧迫止血法※を行う
 - ビニール等で感染対策を行う
- ※ハンカチ等の上から手などで直接圧迫する方法



総務省 消防庁の「防災・危機管理eカレッジ」では、防災に関する情報や救助・救命に関する情報を掲示しています。一度確認しておきましょう。



総務省 消防庁「防災・危機管理eカレッジ」

<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/index2.html>



3 お客さまや従業員を安全に避難させましょう

避難の際には、お客さまの安全確保と避難誘導を最優先に行いましょう。ポイントを把握しておくことで、スムーズな避難が可能となります。

✓ 避難誘導のポイント

- 避難の必要性や避難ルートの判断を行う責任者などを事前に定めておく
- 被害状況の確認結果から、避難の必要性や避難ルートを判断する
- 避難経路を妨げるものは、撤去する
- 避難が必要な場合は、お客さまや従業員に「避難が必要なこと」と「避難経路」を繰り返し伝える（メガホンや笛などがあると効果的）
- 要所には誘導員を配置し、逃げ遅れがないかの確認も行う



Q 災害時にはお客さまや従業員をすぐに帰宅させるべき？

お客さまや従業員が事業所で被災した場合に、使用者が誤った指示を行い、ケガ等をさせてしまうと、「安全配慮義務」違反を問われることがあります。そのため、災害時は拙速に帰宅等の指示を出さず、落ち着いて検討しましょう。また、国や行政から一斉帰宅の抑制が呼びかけられた場合は、その指示に従いましょう。

■ 安全配慮義務とは？ ■
労働契約法で「使用者はお客さまや労働者の安全に配慮しなければならない」ということを定めたもの。判例では、災害時にもこの考え方は適用されている。

✓ お客さまと従業員を安全に避難させるために重要な事前準備のポイント

- 災害ごとの避難計画を整備しておく
- 職場の責任者に「業務よりも避難を優先する」ことを伝えておく
- 災害時の帰宅方針や出勤方針を定めておく
- 安全に帰宅するための仕組み（チェックリストや備品など）を整備しておく
- 帰宅の難しい従業員の避難生活に備え、備蓄品を用意しておく など



以下の資料も参考となりますので、ご確認ください。

内閣府「災害発生時における大規模な帰宅困難者等の発生への対策に関するガイドライン」

<https://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnai/index.html>



4 安否確認と事業の再開を見据えた情報収集を行いましょう

従業員や家族の安否確認を行いましょう。また、事業の再開を見据えて、情報の収集も継続的に行うようにしましょう。

✓ 安否確認のポイント

- 事前に従業員や家族と連絡手段を定めておく
- 複数の連絡手段を用意しておく
- 利用手順の理解が必要なものもあるため、定期的に訓練を行う

📶 主な安否確認方法

- メール
- 電話
- NTTが提供する災害用伝言ダイヤル
- 各通信事業者が提供する災害用伝言板
- SNS (LINEやX(旧Twitter)など)



✓ 事業の再開を見据えた情報収集のポイント

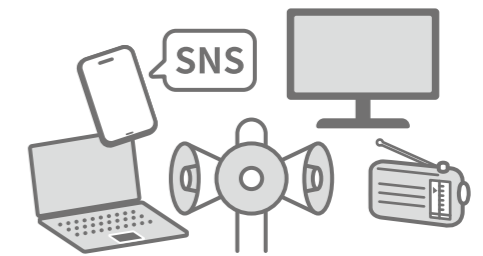
- 情報収集に役立つホームページやアプリは事前にお気に入り登録やダウンロードをしておく
- 自社にとって重要な会社（関連企業など）のホームページやSNSを確認できるようにしておく
- 協力会社などの連絡先を一覧表としてまとめておく

< 災害発生時に収集すべき情報の例 >

- ライフラインの被害状況、物資の支援状況、気象情報、交通・物流情報など
- 収集した情報は事業の復旧方針策定などに役立てる

📺 主な情報収集手段

- ラジオ
- テレビ
- インターネット
- 防災無線（市町村防災行政無線）
- SNS (LINEやX(旧Twitter)など)



以下のホームページではライフラインの情報や都道府県ごとの防災情報のリンクを確認することができます。

国土交通省「防災ポータル」

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/bousai-portal/index.html>



5 事業拠点の被害状況を改めて確認しましょう

事業再開に向け、事業の拠点となる建物について安全確認を行いましょう。安全確認には危険が伴いますので、自身で簡易的に確認したのち、専門家に判断を仰ぎましょう。

✓ 建物の安全確認のポイント

内閣府が公表している
「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」

を参考に簡易的な確認を行いましょう。

https://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/kinkyuutenken_shishin/index.html



「緊急点検に係る指針」より、「避難建物が木造の場合の例」を一部抜粋してご紹介します。(一部を抜粋した内容となりますので、点検・調査にあたっては必ず上記指針をご確認ください。)

第1次チェック 「外部から一見して危険かどうかの調査」

- 避難建物全体又は一部が崩壊、傾斜している
- 隣接がけ地や地盤、隣接建築物等が崩れ、避難建物を破壊している 等



1つでも該当する場合は
建物全体の使用不可

▽ 該当しない場合

第2次チェック 「余震による危険性の調査」

「隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体」

- 隣接建築物や太い電柱などが避難建物の方向へ傾いて倒れそうである
- 基礎の損傷、又は土台との接合部が破壊している 等

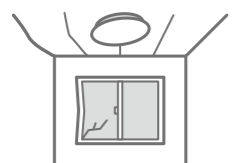


1つでも該当する場合は
建物全体の使用不可

▽ 該当しない場合

「落下物の点検」

- 窓枠がはずれたり窓ガラスが割れており、落下の危険性がある
- 天井面に歪みや隙間、破損等が見られる 等



チェックが付いた項目以外の箇所
(落下物等の危険がない箇所)
については使用可能

※災害前の建物の状態を記録した資料を事前に作成しておくのが望ましい。(詳細は上記指針をご確認ください。)

PLUS ONE

罹災証明書*の申請や各種支援制度を活用できるよう、建物内外の写真を撮っておくようにしましょう。

複数の方向から被害箇所ごとに「引き」と「寄り」で撮ることが大切です。

※災害によって被害のあった建物の被害の程度を証明するもの。自治体によって名称が異なる。

6 主要設備などの経営資源や取引先の状況を確認しましょう

安全な拠点を確保したら、事業再開を見据え、自社設備の損傷状況や取引先の被害状況の確認を行いましょう。

📝 設備などの状況をチェック

- 主要設備
 - 修理の要否
- 電気・水道・ガス等のインフラ
 - 漏電やガス漏れの有無(通電時の漏電火災に注意)
- 情報システム・データ(パソコン等を含む)
 - 生産データや顧客データ等が破損・消失していないか
- 製品在庫、材料、消耗品



📝 取引先・協力会社などの状況をチェック

- 取引先・協力会社の被害状況
 - 担当者と連絡が取れるか
 - 自社への材料供給や納品スケジュールの状況はどうか

※自社の被害状況や復旧見込みなども合わせて伝えるようにしましょう

※主要な取引先や協力会社の連絡先リストを作成しておきましょう



📝 お金の状況をチェック

- 当面必要となる資金はあるか
 - 従業員への給与支払い
 - 買掛金の支払い
 - 代替生産のための費用 等
- 被害を受けた建物や設備の修繕費用はあるか
- 想定被害額に対し、保険でのカバーはどれくらいできるか
- 国や自治体からの補助金・助成制度は活用できるか
- 金融機関などからの支援は受けられるか



災害から立ち上がるための
支援策については、次ページ
以降でご紹介します!

PLUS ONE

近隣企業や地域との連携について考えてみましょう

災害時には、インフラの遮断や資材不足など、自社単独では対応が困難な状況も多く発生します。いざという時に企業の垣根を越えて助け合うために、事前に近隣企業や取引先、同業他社等と備蓄や人の融通など、災害時の助け合いについて話しておくことも有効です。

他にも、自治体と話し合い、避難所を提供したり、自社でできる支援がある場合は、積極的に実施することで地域に貢献できるとともに自社のイメージアップにもつながります。



災害から立ち上がるための支援策

大規模災害発生後の一連の流れ(行政)

※令和6年能登半島地震の例であり、災害ごとに異なるためご注意ください。

発災後数日程度

- 災害対策本部等の設置
- 救出・救助活動
- 災害救助法の適用
- 支援物資の支給、避難所の開設
- 金融上の措置要請の発出(右ページ参照)
- 被災者生活再建支援法の適用決定

支給された支援物資

- **1週目**
パン、水、カイロ、ストーブ、段ボールベッド、仮設トイレ 等
- **2週目以降**
ご飯、レトルト食品、野菜ジュース、下着類、洗濯機、缶詰 等



発災後1週間～

- 激甚災害、特定非常災害への指定
- 応急仮設住宅の着工開始
- 大規模災害復興法に基づく非常災害の指定
- 被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージを公表
- 復旧・復興支援本部の設置

パッケージの概要

- 施設等の復旧費用を補助
- 小規模事業者等の販路開拓を支援
- 商店街の再生支援
- 伝統産業の事業継続に必要な道具や原材料の確保等、迅速な事業再開の後押し
- コロナ債務返済負担軽減策
- 資金繰り支援
- 能登半島産品の販売促進支援

発災後1か月～

- 石川県創造的復興プランを公表
- 復旧・復興マッチングサイトの開設(中小企業基盤整備機構)
- 事業者支援施策説明会(石川県)
- 北陸応援割の実施(観光庁)
- ふるさと納税を活用した寄付の募集



災害時の「金融機関」の主な支援

大規模災害発生時には、金融庁から「金融上の措置要請」が発出され、その要請に基づき、各金融機関は被災者等の支援を行います。「金融上の措置要請」は金融庁のホームページにて確認できます。



金融上の措置要請

https://www.fsa.go.jp/ordinary/hisaisyashien_kinyusochi.html



「金融上の措置要請」について、ポイントを解説

POINT 01

現金の引き出しについて

印鑑等が無い場合でも柔軟に対応し、損傷した紙幣や貨幣についても、引換えに応ずることとしています。
東日本大震災では、原則1日10万円を上限として、預金証書・通帳、届出の印鑑、および本人確認資料があれば、取引金融機関以外の金融機関の窓口でも、預金の払戻しができる取扱いとなりました。
※払戻しの対応ができる金融機関については、全国銀行協会のホームページで公開

POINT 02

融資に関する支援策について

融資に関する支援策については以下のような要請が発出されます。

① 融資相談所[※]の開設

融資相談所の開設により、災害の影響を受けた方の便益を考慮した的確な措置を講ずること。また、休日や営業時間外の営業についても配慮すること。
※各金融機関において、金融支援や経営支援に柔軟に応じる「相談窓口」が設置されることが多い

② 手続きの簡便化

融資審査の手続き簡便化や融資の迅速化などの措置を講ずること。また、融資などで雇証証明書等の確認が必要な場合でも、市町村における交付状況等を勘案し、後日の提出を認める等、配慮すること。

POINT 03

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」について

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」とは災害救助法の適用を受けた自然災害によって、個人の債務者が借入を弁済できなくなった場合などに事業の再生を支援することを目的として定められたガイドラインです。ガイドラインに基づいて、返済条件の変更や債務の減免などについて話し合いを柔軟に行うことができます。措置要請では、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずることとしています。

POINT 04

手形などの手続きについて

災害によって支払期日が経過した手形や支払いができない手形については、配慮を行うこととしています。
また、電子記録債権についても、取引停止処分又は利用契約の解除等の措置について配慮することとしています。

大規模災害発生後の日本公庫の支援例（国民生活事業）

※令和6年能登半島地震の例であり、災害ごとに異なるためご注意ください。

発災後数日程度

- 特別相談窓口の設置
- 災害貸付の取り扱い開始

特別相談窓口でのご相談の例

- 半壊した営業所の解体・新築のためのご相談
- 店舗修繕を補助金で行う間のつなぎ資金のご相談
- 休業中の運転資金のご相談 など



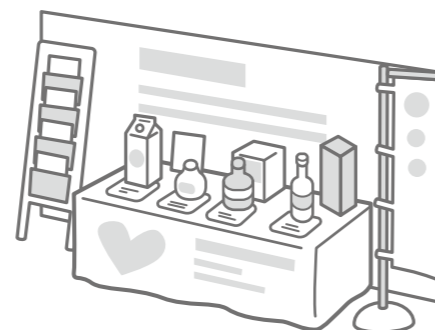
発災後1週間～

- 災害貸付について、特別措置の開始
- 令和6年能登半島地震特別貸付を開始
- 関係機関と連携した相談会の実施
- 「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」及び「生活衛生改善貸付」を拡充



発災後1か月～

- 復興に向けたイベントの開催
- 石川県のお客さまの企業情報や商品・サービスを紹介するカタログ冊子の発行
- 石川県の事業承継を支援するために後継者募集プロジェクトを開始
- 事業者の販路拡大支援のため、オンライン商談会を開催



ご融資による支援

災害貸付の取り扱いや貸付制度にかかる特別措置の実施、災害ごとの特別貸付制度の創設など、資金支援を中心としたご支援を行っています。

また、特別相談窓口の設置や関係機関と連携した相談会の実施など、お客さまに寄り添った対応を行うとともに、すでにあるお取引の返済のご相談についても柔軟に対応しています。

災害時の特別貸付制度の例（令和6年能登半島地震特別貸付）

- ご利用いただける方：災害により直接の被害を受けた方や間接的に被害を受けた方
- 融資限度額：各融資制度ごとの融資限度額に6,000万円を加えた額（上乘せ）
- お使いみち：被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金および運転資金
- ご返済期間：設備資金20年以内（うち据置期間5年以内）
運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）
- 利率：被害証明書等の発行を受けた方は利率の低減措置を実施

※あくまで一例であり、災害ごとに制度内容は異なるためご注意ください。



ご融資以外の支援（令和6年能登半島地震の例）

日本公庫では、ご融資以外にも、様々な取組みを行っています。

石川県応援カタログ

販路開拓支援として、令和6年能登半島地震等の影響を受けた石川県のお客さまの企業情報や商品・サービスを紹介するカタログ冊子を発行



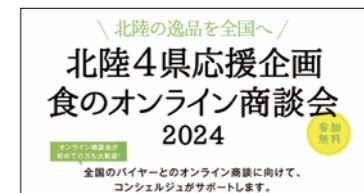
“想いを未来につなぐ”石川県後継者募集プロジェクト

石川県の事業を次世代につなぐため、事業の譲渡を希望する石川県内の事業者や各支援機関の取組み等を紹介する特設ページを開設



北陸4県応援企画 食のオンライン商談会

販路開拓支援として、北陸4県（新潟県、富山県、石川県および福井県）の事業者に対してオンライン商談会を開催



災害時に活用できるそのほかの支援

通常、災害時には、事業者に対し行政等から多くの支援策が公表されます。
ここでは、その一部をご紹介します。

※令和6年能登半島地震の例であり、災害ごとに異なるためご注意ください。
なお、記載している情報は発行時点の情報です。

補助金・助成金

小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）（令和6年能登半島地震の例）

- 対象者：石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震等の被害を受けた小規模事業者等
- 補助上限：200万円（自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合）
- 補助率：2/3（一定の要件を満たす事業者は定額補助（補助率100%））
- 対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費など

なりわい再建支援補助金（令和6年能登半島地震、石川県の例）

- 対象者：令和6年能登半島地震の被害を受けた石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等
- 補助上限：15億円
- 補助率：3/4（一定の要件を満たす事業者は5億円まで定額補助（補助率100%））
- 対象経費：工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用など

雇用調整助成金の特例措置（令和6年能登半島地震の例）

- 対象者：令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により休業等又は出向を行う事業主
- 助成内容：休業手当、賃金等の一部を助成

特例措置の内容

- 助成率の引き上げ/支給日数の延長/助成対象の拡充/要件の緩和など

税務上の優遇措置

国税に関するもの（令和6年能登半島地震の例）

- 申告、納付等の期限の延長が可能
- 所得税、復興特別所得税の全部または一部を軽減（住宅や家財などに被害を受けた場合など）
- 所轄税務署長に申請し、その承認を受けた場合、納税の猶予が可能

信用保証協会の支援

保証枠の追加等（令和6年能登半島地震、石川県保証協会の例）

一定の要件を満たす事業者について、県の融資制度などの保証枠の追加や保証料の負担の削減など、さまざまな支援を実施

- 対象者：災害救助法適用地域の指定地域内に事業所を有し、セーフティネット保証の認定を受けている方など、一定の要件を満たす事業者
- 保証限度額：1億円
- 信用保証料：事業者の負担なし
- 利率：5年間、事業者の負担なし（6年目から負担あり）

中小企業基盤整備機構（中小機構）の支援

復興支援アドバイザー制度（令和6年能登半島地震の例）

事業計画の作成や事業運営等に係るアドバイスを受けられる制度

- 対象者：新潟県、富山県、石川県及び福井県の被災中小企業者・中小企業支援機関等
- 助言内容：事業再建計画、資金調達の検討、販路回復、販売力強化、補助金申請等に係る助言
- 費用：無料

マッチング支援（令和6年能登半島地震の例）

中小機構が運営するマッチングプラットフォーム（ジェグテック）内で被災企業や地域の復旧・復興支援ニーズと全国の手企業、中小企業をつなぐ「復旧・復興マッチング」サイトを開設

マッチングサイトの特徴

- 中小機構の販路開拓支援アドバイザーによるサポートを受けることが可能（商談成約から事業再開まで、アドバイスや事業計画づくりを含めサポート）
- 被災企業から、復旧・復興に係るニーズ等を募集し、関係機関と連携することで、中小企業・地域の再建につなげている。

災害支援に関する最新の情報は中小企業庁や内閣府が公開していますのでご確認ください。

中小企業庁「中小企業者向け支援策ガイドブック」（災害関連情報）

<https://www.chusho.meti.go.jp/saigai.html>



内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要」

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html>





災害への備え

01 減災の取組みと備蓄で災害に備えましょう!

災害が発生した時、従業員の命と自社の資産を守るためには「事前の備え」が何よりも重要です。被害を最小限に抑えるための減災の取組みと備えておくべき備蓄品についてご紹介します。

01 事業所の危険度をハザードマップで確認しましょう!

ハザードマップを確認することで「どのような災害に備えるべきか」がわかります。国土交通省の「ハザードマップポータルサイト」を活用し、「事業所の危険度」を確認しましょう。



国土交通省「ハザードマップポータルサイト」
<https://disaportal.gsi.go.jp/>

<確認することができるハザードマップの例>

- 地震防災・危険度マップ
- 津波ハザードマップ
- 洪水ハザードマップ など

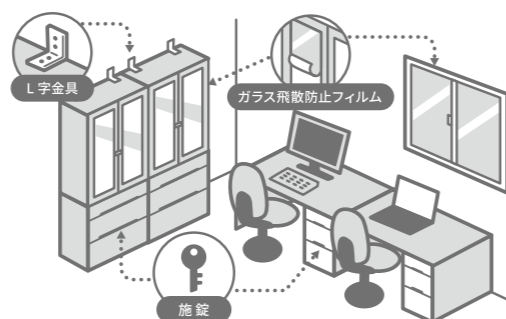


02 被害を減らすための備えを行いましょう!

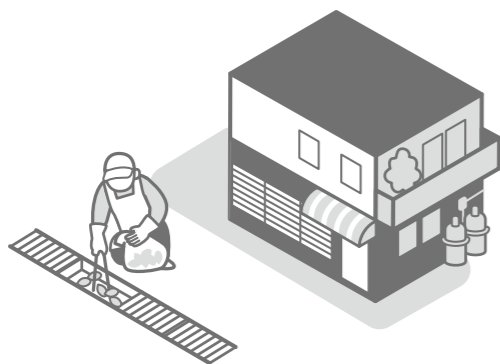
地震への備えの例

- 建物の耐震性を確保する (耐震診断や耐震補強の実施など)
- 大きな設備・什器は壁や床に固定する
- 使用頻度の低い扉や引出しは施錠する
- ガラスには飛散防止フィルムを貼る
- 棚などに重い物を収納する場合は下に入れ、重心を下げる など

設備・什器などの転倒、落下防止策の例



風水害、土砂災害への備えのイメージ



風水害、土砂災害への備えの例

- 事前に「土砂災害警戒情報」や「防災気象情報」などを確認しておく
- 土のうや水のう、止水板を用意しておく
- ガラスには飛散防止フィルムを貼る
- 屋外で倒れる可能性があるものは室内に収納し、店舗看板などは飛ばされないように補強する
- 側溝や排水溝を掃除しておく
- 雨戸やシャッターを閉める など

03 備えておくべき備蓄品を準備しましょう!

帰宅困難となった場合にも生活できるよう、以下の例を参考に**最低3日分×従業員数**の備蓄品を備えておくようにしましょう。

飲食物品

- 水(1日1人3リットル)
- 簡易食料

【簡易食料の例】

- レトルトご飯・レトルト食品/缶詰/乾パン/栄養補助食品/野菜ジュース/乾麺/即席麺/無洗米/お菓子/フリーズドライ食品 など



PLUS ONE

日常で食べているものを消費しながらストックする「ローリングストック」を実践してみましょう! 期限の迫った食料等は、従業員に配布したり、試食会を開いたりすると、防災への意識を醸成できます。

その他の備蓄が望まれるもの

- 衛生用品

【衛生用品の例】

- 携帯トイレ/簡易トイレ/ウェットティッシュ/トイレットペーパー/生理用品/救急箱/常備薬/歯磨き用シート/ウェットボディタオル/マスク など



- 防寒用シート/毛布/カイロ
- 携帯ラジオ/簡易ライト/懐中電灯/予備電池/携帯電話の充電器/カセット式発電機
- カセットコンロ/カセットボンベ
- 工具類 (バール、ハンマー、ペンチなど) /軍手
- ブルーシート
- ハンドマイク/拡声器
- 地図
- 消毒スプレー (感染症対策) など



用意すべき備蓄品は、従業員の性別、年齢、アレルギーや障害の有無などによって異なります。自社の従業員の個々の状況を踏まえて備蓄品を用意するよう心掛けましょう。

BCP(事業継続計画)の概要

BCP(事業継続計画)作成のメリットや作成する際の基本的な流れなどをご紹介します。

BCP(事業継続計画)とは?

BCPとは、「Business Continuity Plan」の略で、災害などが発生した時に、「事業を中断させない」または「可能な限り早く復旧する」ための計画のことを言います。

自らの業務に優先順位をつけ、「どの業務を」「いつまでに」「どうやって」再開させるかを考えることで、事業を早く立て直せるほか、様々なメリットがあります。

BCPを作成するメリット

1 「心構えをしている」ことによる災害時の精神的ショックの緩和

災害時には、誰もが戸惑い、冷静な判断をすることが難しくなります。BCPを作成していなかった場合、一から事業の再開を考える必要があり、精神的負担は計り知れません。事前に準備しておくことで、いざという時に心に余裕を持つことができます。



2 取引先との信頼関係の構築

昨今は、サプライチェーン強靱化の観点から、取引先からBCPの整備を求められることも少なくありません。「いざという時でも、この会社は商品・サービスを提供してくれる」という安心感が、取引先との関係構築につながります。



3 業務の優先順位や強み・弱みの可視化

BCPを作成する際には、自社の業務や事業構造の振り返りを行います。その過程で、自社の業務の優先順位や強み・弱みを再確認できるとともに、手順書等を作成する場合には、業務の定型化・マニュアル化も可能となります。



4 BCP作成に関する補助金や税制優遇

BCPに関する設備導入等には自治体の補助金などを活用できる場合があります。また、中小企業庁の「事業継続力強化計画」に認定されると各種優遇措置が受けられます。

※「事業継続力強化計画」についてはP22で詳しく紹介しています。



BCP作成の5ステップ

※当冊子で紹介するBCP作成のステップは「オールハザード型」を想定しています。

STEP 01 基本方針を決める 「あなたが絶対に守りたいものは？」

STEP 02 重要業務・重要商品の決定 「どの業務を優先する？」

STEP 03 目標復旧時間を考える 「いつまでに再開する？」

STEP 04 経営資源の確認 「再開には誰が・何が必要？」

STEP 05 対策の検討 「必要な資源をどのように確保する？」

BCP作成後に必要な取組み

BCPを作成するだけでは、いざという時、十分に機能しないものになってしまいます。従業員と一体となり「発動基準を決定、周知」し、「教育・訓練」を重ね「定期的な見直し」を行いましょ。

発動基準を
決定、周知

教育・訓練

定期的な見直し

Q 災害ごとに複数のBCPが必要? 「オールハザード型BCP」とは?

地震や風水害など、数ある災害ごとにBCPを作成する必要があるのでしょうか。どんな災害にも対応できるよう備える「オールハザード型BCP」は、災害の種類といった「原因」に着目するのではなく、災害の結果不足する「経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報)」に着目して対策を行うBCPです。

そのため、オールハザード型のBCPを作成すれば、1つのBCPで多くの災害への対応を検討できるため、作業の負担が少なく、忙しい事業者でも作成しやすいことがメリットです。ただし、防災や身の安全を守るための行動は災害ごとに考える必要があるので注意しましょう。

簡易版

BCPを作成してみよう

STEP

01

基本方針を決める

～あなたが絶対に守りたいものは?～

BCPを作成するにあたり、まずは基本方針を定めましょう。災害時には、定めた基本方針に基づき行動することとなるため、経営者としての想いや経営理念、守りたいものをよく考え、作成しましょう。なお、基本方針は複数あってもかまいません。

< 基本方針の例 >

- 人命(従業員、家族、お客さま)を最優先とする
- [自社商品・サービスの具体名]を地域やお客さまに提供し続ける
- 従業員の雇用を守る
- 地域の防災活動に貢献する(備蓄品の提供や被災者支援、訓練への参加等) など

記入してみよう!

わが社の基本方針は ...

STEP

02

重要業務・重要商品の決定

～どの業務を優先する?～

災害時には、経営資源が限られるため、すべての業務を同時に復旧させることは困難です。様々な切り口から、優先して復旧させたい業務を考えましょう。

< 優先順位を考えるうえでの切り口の例 >

経営者や従業員の想い

- 創業からずっと続けてきたこの商品の製造ラインをまず第一に復旧させたい
- 従業員を元気づける意味も込めて、従業員が大好きな商品の生産から再開したい

売上・財務

- 受注済みの商品から復旧させる
- 売上や利益率の高い商品から復旧させる
- 材料が手に入りやすかったり、作りやすい商品から作る
- 市場シェアや資金繰りなど、戦略的に重要な業務を優先する

地域・お客さま

- 人命に関わる商品やサービスから復旧させる
- 公共性や社会性が高く、地域から求められている業務から復旧させる
- 大切なお客さま(取引先)の業務から復旧させる



< 優先して復旧させる業務の書き方の例 >

- 「地域になくってはならない〇〇を最優先で復旧させる」
- 「従業員の雇用を守るため、最も売れ筋の〇〇を優先して復旧する」
- 「取引先から受注済みの商品がある場合は、まずはそれを優先して復旧させる」 など

記入してみよう!

わが社が優先して復旧させる業務は ...

STEP

03

目標復旧時間を考える

～いつまでに再開する?～

STEP02で考えた優先して復旧させる業務を、いつまでに再開させるかを検討しましょう。もちろん、現実には災害の規模や種類によって復旧できる期間は異なり、様々な想定が必要になりますが、考えてみることのメリットは多くありますので、ぜひ考えてみましょう。

✓ 目標復旧時間を考えることのメリット

- 復旧の手順がより具体化するため、迅速な復旧につながる
- 明確な目標を持つことで、災害時の対応力や従業員の士気が高まる
- 災害の備えを検討する際の投資判断に役立つ



✓ 目標復旧時間を考える際のポイント

まずは定めた重要業務の仕事の流れ(手順やかかる時間など)をイメージしましょう。そのうえで、以下の観点を参考に、復旧時間を考えてみましょう。

- 取引先への納期や要請から考える
- 手元資金の状況から考える
(従業員や取引先への支払額、期限を考えて、手元資金で維持できる期間など)
- インフラが復旧する目安から考える
(復旧の目安を調べ、インフラが復旧するまでに、操業体制を整えるなど)

記入してみよう!

優先して復旧させる業務を ...

までに復旧させる

中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」にある「BCP関連資料」では、目標復旧時間の制約要因や参考事例を公開しています。イメージが湧きにくい方はご一読ください。



中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」

https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/contents/bcpgl_download.html


「BCPをもっと詳しく知りたい」「策定が難しい」と感じたら

支援機関に相談してみましょう！相談できる主な支援機関をご紹介します。

商工会議所・商工会

- 地域の中小企業・小規模事業者を支援する商工団体で、BCPの作成に限らず、経営、販路開拓、資金繰り、人手不足対策など幅広く相談することが可能です。
- 税理士や中小企業診断士などの専門家による相談会や経営セミナー、研修も定期的に開催しています。
- 自治体や地域金融機関などと密に連携しているため、他の支援機関を紹介してもらえる場合もあります。
- 補助金や助成金に関する情報提供を受けられることもあります。

よろず支援拠点

- 国が全国に設置する中小企業・小規模事業者のための経営相談所で、中小企業診断士などの専門家が相談に対応してくれます。
- BCPに限らず、経営、IT、販路開拓、資金繰りなど幅広く相談が可能です。

中小企業基盤整備機構

- 国の中小企業・小規模事業者向けの政策の中核的な実施機関として、地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者をサポートしています。
- 災害対策支援のほか「事業継続力強化支援事業」では、自然災害や感染症、サイバー攻撃への事前対策の取組みを行う中小・小規模事業者に、「事業継続力強化計画」の策定を通して経営を「強靱化」する支援を行っています。



「事業継続力強化計画」にチャレンジしてみよう！

「事業継続力強化計画」とは？

事業者が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を、経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定する制度です。詳細なBCPの作成が難しい場合は、メリットの多い「事業継続力強化計画」の作成からチャレンジしてみましょう。当計画をBCPとして運用することも可能です。

作成の3つのメリット

特別な融資制度が利用可能
信用保証枠の追加

防災・減災設備への
税制措置

補助金の加点措置

制度活用の流れ

- 1 申請に向けた事前確認、準備**
特別な融資制度などの金融支援や税制措置を受ける場合は、審査等が必要となる場合があります。対象者の要件や手続き等を事前に確認しておきましょう。
- 2 計画の作成**
自社のみの場合は「単独型」、他社と連携する場合は「連携型」で作成します。
- 3 計画の申請・認定**
計画の申請は中小企業庁の「電子申請システム」から行います。申請後45日ほどで審査が終わり、認定を受けた場合は認定通知書が交付されます。その後、中小企業庁のホームページに事業者名等が公開されます。
- 4 計画の開始・取組の実行**
認定を受けた計画を実行します。
- 5 取組状況の見直し、2回目申請の検討**
計画に基づいた見直しを行い、状況に応じて2回目の申請を検討します。

「事業継続力強化計画」の作成にあたっては、中小企業基盤整備機構の支援が受けられます

中小企業強靱化支援ポータルサイトでは、事業継続力強化計画に関する様々な情報を見ることができますので、確認しておきましょう。セミナー情報やハンズオン支援に関する情報も掲載されています。

中小企業基盤整備機構
「中小企業強靱化支援ポータルサイト」
<https://kyoujinnka.smrj.go.jp/>



“これだけはやっておきたい事前対策”チェックリスト



ハザードマップから、事業所が被るかもしれない災害を確認しましょう。(確認方法はP13参照)

リスクの高い災害は ... (例：地震・津波、風水害・土砂災害、火山の噴火など)



事業所の“危険”を減らす対策を実施しましょう。(詳細はP13参照)

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 建物の耐震性は確保されているか
(耐震診断、耐震補強の実施 等) | <input type="checkbox"/> ほかに自社がすべき対策を記載しましょう |
| <input type="checkbox"/> 災害時に危険なレイアウトではないか
(設備の位置、防火扉の前にもものがないか 等) | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 設備・什器を固定しているか | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> ガラスの飛散防止策を実施しているか | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 照明などの落下防止対策は行っているか | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 土のうや止水板の用意など風水害対策は実施しているか | <input type="checkbox"/> |



最低限、以下の備蓄品だけは準備しましょう。(詳細はP14参照)

備蓄品	1人1日あたり必要量	従業員数	最低必要日数	総必要量
飲料水	3リットル	×	人 × 3日分	= リットル
簡易食料	3食	×	人 × 3日分	= 食
衛生用品 (トイレ用品等)	5セット	×	人 × 3日分	= セット
防寒用品	1セット	×	人 × 3日分	= セット
懐中電灯、簡易ライト	1セット	×	人 × —	= セット
携帯電話の充電器	1セット	×	人 × —	= セット
カセットコンロ、ボンベ	1セット	×	人 × —	= セット



緊急時の避難場所、従業員との連絡手段、主要取引先等の連絡先をまとめておきましょう。

- 緊急時の避難場所：
- 緊急時の連絡手段：
- 主要取引先等の連絡先：



日本政策金融公庫からのご案内

災害発生時の日本公庫の取組みや各種情報は、ホームページからご確認いただけます。また、日本公庫のX(旧Twitter)公式アカウントでは、ニュースリリースや災害時の支援情報などを発信しています。

ホームページ



X公式アカウント



事業資金のご案内(国民生活事業)

融資制度

日本公庫では、様々な融資制度をお取り扱いしています。

詳細はこちら



インターネット申込

借入申込のお手続きは「インターネット申込」をご利用いただけます。

「インターネット上でお申込手続きが完結」

「24時間365日いつでもお申込み可能」

「来店・郵送よりスピーディに完結」

詳細はこちら



事業資金お問合せチャット

事業資金に関するご質問にお答えするチャットボットです。

24時間365日ご利用いただけます。

詳細はこちら



経営お役立ち情報のご案内

特設サイト「日本公庫 事業者 Support Plus」

経営の工夫事例や日本公庫のサポート事例、専門家による解説動画などを掲載しています。

詳細はこちら



LINE公式アカウント「日本政策金融公庫 事業者サポート」

経営に役立つ情報や日本公庫の各種サービスをLINEでお届けしています。

新着情報を定期的にお知らせするとともに、チャット形式で知りたい情報をご案内します。

友だち追加はこちら



日本公庫ダイレクトアプリのご案内

経営に役立つ情報やメールマガジン、セミナー案内などに加え、お取引状況の確認や残高証明書の発行など、様々なサービスをご提供しています。

詳細はこちら





監修者プロフィール

稲荷 誠 (いなりコーポレーション株式会社 代表取締役)

● 中小企業診断士 ● 技術士 (建設部門、環境部門) ● 防災士

建設コンサルタント勤務等を経て、2010年に独立。

中小企業における防災活動サポート、事業継続計画 (BCP) や事業継続力強化計画の策定支援のほか、経営・技術コンサルティング、SDGs 経営支援、社員研修、公開セミナー等に携わっている。

【著書】

「環境保全と防災対策に着目した地盤・地下水開発技術 入門」(日刊工業新聞社)



災害時に役立つ情報一覧

< WEBサイト >

国土交通省
ハザードマップ
ポータル



国土交通省
道路情報提供
システム



気象庁
防災情報



内閣府
防災情報の
ページ



国土交通省
防災情報提供
センター



国土交通省
指定緊急避難
場所データ



気象庁
キキクル



国土交通省
防災ポータル



< X(旧Twitter)公式アカウント >

首相官邸
(災害・危機
管理情報)



警視庁警備部
災害対策課



気象庁
防災情報



内閣府防災



日本政策金融公庫

国民生活事業

本誌掲載の記事、イラストなどの無断転用・転載はお断りします。
本誌掲載の情報は発行時点のものです。

発行

日本政策金融公庫 国民生活事業本部
営業推進部

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1-9-4

大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

(令和8年4月発行)